

岐阜市立常磐小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月策定
平成 30 年 4 月改定
平成 31 年 1 月改定
令和元年 7 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改訂
令和 5 年 4 月改訂
令和 6 年 4 月改定
令和 7 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立常磐小学校『いじめ防止基本方針』」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、いじめ防止月間の 6 月と 11 月に「一人一人を大切にする宣言」を各学級で作し、人間関係の醸成を図っている。6 月は、学級目標の具現として、温かい言葉づかいや親切な行動について取り組んでいる。11 月は、「ひびきあいの日」に、全校共通の DVD を教材にして特別の教科道德の授業を実施し、思いやりの心をもつことや仲間のよさを認め合うことについて取り組んでいる。「一人一人を大切にする宣言」は、放送で紹介して全校で共有し、南舎玄関前に掲示して意識化を図っている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許されない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【大人と子どもたちとの4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞く →どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
→いじめはみんなで必ず止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

(「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」、「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方)

(6) 保護者の責務等

- ・保護者は、教育基本法第10条を踏まえ、子の教育について第一義的責任を有することを自覚する。そして、その保護する児童がいじめを行うことがないように、他者に迷惑をかける言動については毅然として注意するなど規範意識等の指導に努める。いじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。いじめた場合には、反省と謝罪を通して、弱さを乗り越え成長するよう支援する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組を理解し協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

- (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等)
 - ・児童が「分かった・できた」という達成感を味わい、多様な意見を尊重しながら考えを深める授業づくりに努める。
 - ・児童が主体的にいじめの未然防止に取り組むよう、学級ごとの「一人一人を大切にする宣言」と「ふわふわ言葉・ふわふわ行動」を見つけ合う「ふわふわの木」の取組を進める。
 - ・トラブルを見逃さず、解決して乗り越える力を育成する指導を行う。
 - ・児童が、存在感や所属感、達成感を味わい、望ましい人間関係を築くことができるよう、児童の関わり合いを大切にした取組を進める。
 - ・いじめについて考える機会を設定する。(いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間)
- (2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備、等)
 - ・全職員の共通理解・行動のもと、望ましい人間関係づくりにおける視点を明らかにし、自己肯定感や自尊感情の向上を図るよう努める。
 - ・ここタンを活用し、各種アンケートと教育相談を連動して行い、児童の声に耳を傾ける体制を継続していく。また、児童の実態を組織的な対応で捉え、共通理解していく。
- (3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・特別活動等での体験的な学習活動や道徳教育での取組により、あらゆる教育活動で生命の尊厳・人権を大切にする指導を行う。
- ・教職員の人権感覚を高める研修や取組を行い、賞賛・価値付けに努める。
- ・いじめについて考える機会（いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間）に人権に関する理解を深める共に、生命の尊厳を理解する心が態度や行動に表れるよう指導する。
- ・お互いの個性や多様性（性別・障害・性的マイノリティ LGBTQ 等）を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を醸成する。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・様々な場面で小集団学習の充実を図り、日常生活の中では児童の活躍の場（係・当番活動、清掃活動）を通して、自己決定・他との関わりの中における主体性の尊重・自己実現を繰り返すことで自己指導能力の育成に努めるよう指導する。
- ・教師が進んで、児童の具体的なよい姿や思いの価値付け・方向付け（学級通信、良いこと見つけ）することで、自己肯定感を醸成する指導を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラル教育についての取組（学校職員、警察、専門家等の外部講師等による研修）を確実に位置づけ、インターネット上での誹謗中傷等について保護者や地域にも協力を得るよう啓発する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・SOSの出し方教育 ・ここタン運用

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・定期的に「いじめアンケート」「情報提供アンケート」等の各種アンケート調査の実施をする。ここタンや生活記録、児童の行動観察から、ダブルチェックを基本とした複数の職員による確認を通して、いじめが疑われる事案を早期に発見する。
- ・アンケート調査を回答しやすい環境の整備を行う。（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知）
- ・いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に情報共有をして、これに対処する。（4 「学校いじめ防止等対策推進会議の設置」参照）
- ・保護者や地域住民に積極的な情報提供を依頼するなど、迅速かつ組織的に動くための校内連携組織を確立する。（9 いじめ発見時の対応参照）

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底

- ・いじめ対策監による見守り（校内巡視）を確実にを行い、児童の些細な変化に目を向けるように努める。
- ・保護者や地域住民に積極的な情報提供を依頼するなど、迅速かつ組織的に動くための校内連携組織を確立する。（フロー図参照）
- ・いじめの疑いがある事案については、迅速に学校いじめ対策組織や校長・教頭・いじめ対策監をはじめとする関係職員と情報共有をして、これに対処する。
- ・被害者側の辛さや不安に寄り添った対応を行う。

(4) 教育相談の充実

- ・問題解決的な教育相談とともに、全児童を対象とする開発的教育相談及び不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談をあらゆる機会を捉えて行うなど、教育相談の充実に努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・いじめ防止に関する研修を計画的に位置付け、職員の資質向上を図る。
- ・校内の事例について情報を共有し、統一感のある指導ができる体制をつくる。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ事案の早期発見・早期対応・重篤化防止のために、保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼（学校運営協議会、PTA役員会等）を行う。
- ・事案発生時には関係する児童の保護者へ確実に情報提供（いじめの疑い段階での確実な連絡）を行い、被害者側の気持ちに寄り添い、加害側の前向きな成長のために協力関係を築けるよう努める。管理職は情報提供の履行の見届けを行う。

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・いじめ事案の様々なケースにより、教育委員会への報告はもとより、警察、子ども相談所、エールぎふ、スクールロイヤー等の機関との情報共有や指導の際の連携を図る。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童等生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学 校 職 員：校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）
学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー 等

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、

重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。ただし、学校の実状に応じて、校内委員会により方針を確認し、会を開く。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「常磐小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4 月	・職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達) ・入学式等で「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・「ここタン」運用、実施開始	「方針」の確認
5 月	・第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部含む) ・全校で温言・温動を推進する「ふわふわの木」の取組 ・PTA総会で「方針」説明 ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施	
6 月	・学校運営協議会等で「方針」説明 ・「いじめ防止強化週間」(6月24日～7月3日) ・「いじめ防止月間」の実施(授業や集会、児童の取組等) ・一人一人を大切にする宣言①(学級目標の具現) ・いじめアンケート、情報提供アンケート(記名式)、アセスの実施、教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
7 月	・「いじめについて考える日」7月3日 ・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り)	第1回 県いじめ 調査
8 月	(・岐阜市生徒会サミット) ・職員研修会(ネットいじめ・教育相談も含めた) ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施(夏休み前の評価)	
9 月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告	
10 月	・学年、学級目標に向かう取組の中間まとめ	
11 月	・「いじめ防止月間」の取組(児童主体の取組等) ・いじめアンケート、情報提供アンケート(記名式)、アセスの実施、教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・一人一人を大切にする宣言②「ひびきあい活動」(児童のいじめ防止対策の発表)	

12月	・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・いじめ防止対策の取組についての中間交流 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第2回 県いじめ 調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・児童会の取組のまとめ ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・第2回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・いじめアンケート、情報提供アンケート（記名式）、アセスの実施、教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・学校運営協議会	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回 県(国)いじ め調査

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づく）

【組織対応】

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、24時間以内に校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童といじめた側の児童に対しては、3カ月は定期的に校長（教頭）、いじめ対策監、学級担任が声かけなど、保護者と連携しつつ児童を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

[大まかな対応順序] (**9 いじめ発見時の対応**参照)

(2) 「重大事態」と判断された時の対応 (法第28条・条例第20条に基づく)

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがある
と認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを
余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

(いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など)

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査 (アンケート等) について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年 (卒業後) とする。 (「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照) (「**いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**」 **令和6年8月改定参照**)

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等)

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。